

鳥取県立米子西高等学校と島根大学教育学部との高大連携に関する協定書

鳥取県立米子西高等学校（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学教育学部（以下「乙」という。）とは、相互の教育に係る交流・連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の信頼関係に基づき、双方の交流・連携を深めることによって、高校生が大学での教育内容及びアドミッションポリシーの理解を深めるとともに、双方の生徒、学生等が学びの視野を広げ、学ぶ意欲や進路意識の向上を図っていくことにより、双方の教育の充実、発展につなげることを目的とする。

（連携項目）

第2条 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- （1）甲において実施する「総合的な探究の時間」における乙からの教員並びに学生の派遣
- （2）甲において実施する「総合的な探究の時間」における乙への大学研究室訪問の受け入れ
- （3）乙において実施する「1000時間体験学修」等の学校教育体験領域における学生の甲による受け入れ
- （4）乙において実施する「未来の教師育成プロジェクト」における事業について、甲はアンケート実施等に係る協力及び甲による主体的な取組の実施
- （5）前号に掲げるもののほか、地域の魅力及び課題に関すること
- （6）その他、前条の目的を達成するために双方が協議し同意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容及び実施状況について、別途取り決めるものとする。

（協定の変更及び終了）

第3条 本協定の期限は原則3年とする。ただし、本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙はその都度協議の上、本協定を変更し、継続又は終了させることができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項についての連携に当たり知り得た情報を、本協定が効力を有する期間はもとより、本協定終了後においても、漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義等が生じた事項は、甲、乙協議して決定するものとする。

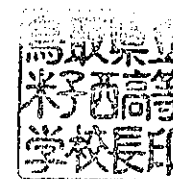
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和7年8月20日

甲 鳥取県米子市大谷町200番地
鳥取県立米子西高等学校

校長

酒井信彦



乙 島根県松江市西川津町1060番地
国立大学法人島根大学教育学部

教育学部長

小川路澄人

